

10月1日から後期高齢者医療制度の窓口負担割合2割を導入します

全ての世代で社会保障制度を支えていくため、10月1日から一定以上の所得がある人は医療費の窓口負担割合が2割になります（窓口負担割合が3割の人を除く）。※住民税非課税世帯および下記基準を満たさない人は、1割負担のまま変更ありません。

今後、令和3年中の所得を基に判定を行い、9月に対象者全員に被保険者証を送付する予定です。

令和4年9月30日まで

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割

令和4年10月1日から

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある人	2割
一般所得者等	1割

●2割負担となる対象の基準

被保険者の課税所得や年金収入などを基に世帯単位で判定し、次の①②をいずれも満たす世帯が対象です。



①住民税課税所得の金額

世帯内の被保険者のうち、住民税課税所得（注1）が最大の人の金額が**28万円以上145万円未満**であること。

（注1）住民税課税所得

住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除など）を差し引いた後の金額）

②年金収入（注2）とその他の合計所得金額（注3）が次の金額を超える場合

- ・世帯内の被保険者が1人：**200万円以上**
- ・世帯内の被保険者が2人以上：**320万円以上**

（注2）年金収入

遺族年金や障害年金を含まない

（注3）その他の合計所得金額

事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額

●激変緩和措置

窓口負担割合が2割となる人は、令和7年9月30日☎まで、1カ月分の負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置を実施します。

▶ 問合せ…国保年金課（☎025-520-5717）

令和5年4月入園の幼稚園・認定こども園・保育園入園申し込みを受け付けます

●申込期間 9月1日☎～10月31日☎

●申し込み

第1希望の園で申込書類を受け取り、園へ直接申し込んでください。

保育園一覧は、各園にある申込書類または市ホームページで確認してください。

※保育園と認定こども園（下表の2号、3号認定の場合）は、各園の定員を超えた場合は、市が選考を行い、他の入園先をあっせんします。また、在園児の進級に伴い、定員に達するクラスは入園申し込みを受け付けできない場合があります。

●利用のための認定（教育・保育給付認定）

保育園などを利用するには「利用のための認定」（教育・保育給付認定）を受ける必要があります。

教育・保育給付認定には、子どもの年齢と、幼稚園などでの教育を希望するか、保育園などでの保育を必要とするかによって1号・2号・3号の区分があり、その区分に応じた施設を利用できます。

詳しくは、各園にある申込書類または市ホームページで確認してください。

●施設の種類の教育・保育給付認定区分

認定区分 施設の種類の	3歳以上		3歳未満
	教育を希望 1号認定	保育を必要 2号認定	保育を必要 3号認定
幼稚園	○	△	△
認定こども園	○	○	○
保育園	△	○	○



詳しくは



保育を必要とする事由

保護者のいずれもが、次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが必要です。

- ①月48時間以上の就労（育児休業中で令和5年5月1日までに職場復帰する人も含む）
- ②妊娠中（原則として産前8週（多胎妊娠は産前14週））であるか、産後8週以内
- ③保護者の疾病・障害
- ④同居または長期入院などを行っている親族を常時介護・看護
- ⑤災害復旧の期間中
- ⑥求職活動（起業準備を含む）
- ⑦就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）
- ⑧虐待やDVから子どもを保護する必要があること

▶ 問合せ…幼稚園＝各園または教育総務課（☎025-545-9261）、

認定こども園＝各園または保育課（☎025-520-5720）、保育園＝各園または保育課、各総合事務所